



平成29年3月30日  
株式会社中国銀行

### 「民事信託契約支援業務」の取扱開始について

当行は、不動産の有効活用や円滑な事業承継ニーズにお応えするために、「民事信託契約支援業務」の取扱いを開始しますので、お知らせします。

#### 1. お取扱い開始日

平成29年4月3日(月)

#### 2. 民事信託契約支援業務とは

お客さまの民事信託の組成をご支援させていただきます。民事信託により、不動産や自社株の管理、承継方針を、あらかじめ設計することが可能となります。また、認知症対策にも有効です。

対象となるお客さま	不動産オーナー	法人オーナー
財産の種類	不動産	自社株
想定されるニーズ	所有する不動産を後継者に託し、以後の管理、処分を委ねたい。	議決権を保有したまま、財産権を後継者に移転したい。後継者に議決権を移転し、円滑な事業承継対策を行いたい。
手数料(税込み)	540千円～(別途実費)	

#### 3. 担当部署

金融営業部

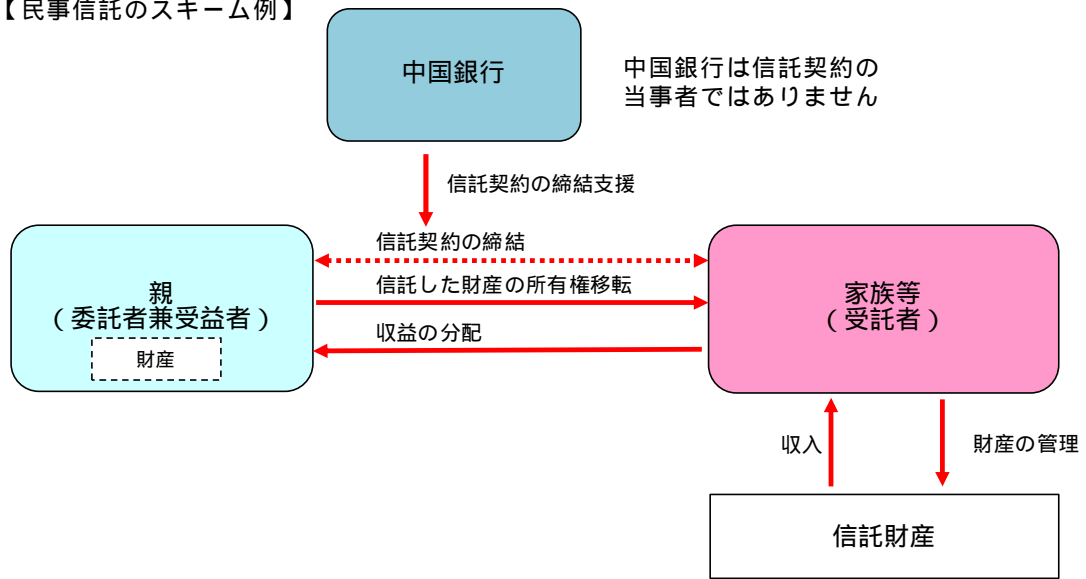
お取引店より、担当部署へお取次ぎいたします。

#### 4. その他

当行では、今後も高齢化社会の進展を背景に高まっている相続や円滑な事業承継に関するお客さまのニーズに、積極的にお応えしていきたいと考えております。

(参考)

【民事信託のスキーム例】



以 上